

船舶事故調査（旅客船飛鳥 火災）について
（経過報告）

令和3年5月27日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年6月16日、神奈川県横浜市京浜港横浜第1区大さん橋ふ頭において発生した船舶事故（旅客船飛鳥^{あすかツ} 火災）について、令和2年6月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1．船舶事故の概要
^{あすかツ}

旅客船飛鳥（以下「本船」という。）は、船長ほか152人が乗り組み、京浜港横浜第1区大さん橋ふ頭に係留中、令和2年6月16日13時11分ごろ第12甲板の補修資材等を保管するアップホルスターショップ^{*1}で火災が発生し、同室に焼損が生じたが、死傷者はいなかった。

2．調査の概要

運輸安全委員会は、6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに現場調査、関係者からの口述聴取、火災に関する情報、気象及び海象に関する情報を収集した。

3．判明している主な事実情報

（1）事故の経過

*1 「アップホルスターショップ(Upholster Shop)」とは、本船において椅子等の家具の張り地（布及び皮）の補修を行い、また、補修資材を保管する場所のことをいう。

本船は、船長ほか152人が乗り組み、令和2年4月1日大さん橋ふ頭に着岸して係留し、乗組員だけが乗船している状態で停泊を続けていた。

本船は、6月16日、乗組員が第12甲板ベントスペース（以下「ベントスペース」という。）の腐食していた鋼製の床板を切り出して新しい鋼板に替えるガス切断による修繕作業を行っている際、13時11分ごろベントスペースの隣の補修資材等を保管するアップホルスターショップ室（以下「US室」という。）で火災が発生した。

本船は、US室内部及び保管していた補修資材等に焼損が生じた。

（2）死傷者

なし

（3）船舶の損傷等

本船は、US室の壁面に焼損が生じて煤が付着し、保管していた補修資材等に焼損が生じた。

（4）気象・海象

事故現場の南南東約1.5kmに位置する横浜地方気象台における観測値は、次のとおりであった。

13時00分 天気 晴れ、風向 南南西、風速 4.9m/s、
気温 27.8、視程 20km

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、火災が発生した経緯など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

運輸安全委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の更なる調査を進める。